

ハンセン病問題に関する検証会議

最終報告書

2005年3月

財団法人日弁連法務研究財団

ハンセン病問題に関する検証会議

ご挨拶

財団法人日弁連法務研究財団は、法及び司法制度の研究法律実務に携わる者の研修法情報の収集と提供を行うことにより、法および司法制度の研究の深化並びに法律実務の改善をはかり、もって法の支配の確立に寄与することを目的とし、1998年4月に発足しました。

財団では、これまで多様な法律研究活動を行ってきたほか、法科大学院に関連する事業として、法科大学院統一適性試験の実施や、法科大学院についての認証評価事業なども進めてまいりました。

21世紀を迎え、社会問題は一段と複雑多様化、高度化、国際化の様相を強めており、こうした状況に的確に対応するためには、法律実務に携わる者は、人権感覚を磨き、更に一層の研鑽を積んでいく必要があります。

財団のこうした活動を支える理念は、広く社会に開かれた総合的な研修・研究機関であることです。今回のハンセン病問題に関する事実検証調査事業を受託するにあたりまして、この広く社会に開かれた存在であれ、との意味でお受けすることにいたしました。

我が国において、ハンセン病患者の方々に対する隔離政策が長年にわたって継続され、多大な人権侵害と悲惨な被害をもたらしてきた、その事実を、私たち社会がどう受け止め、どのように今後にかかしていくのか。その検証を国家の事業として行うことの歴史的意義はたいへん大きなものがあつたと考えます。そして、その重く、重要な課題を、当財団において受託し、このような報告書にまとめることができたことを光栄に思います。

財団といたしましても、このハンセン病問題の教訓を、今後の研修・研究・情報提供等に生かしていきたいと考えております。

最後に、長期にわたり、精力的に検証事業にご協力いただいた関係者の方々に心より感謝の意を表したいと思ひます。

2005年3月1日

財団法人日弁連法務研究財団
理事長 新堂幸司

はじめに

わが国の場合、再発防止という観点からの多方面からの科学的な原因分析、調査はシステム化されていないことが多い。捜査機関とは別個に原因究明等のための調査機関が設けられることは稀で、捜査機関が捜査に必要な限りで調査を行う。このような捜査機関の調査に多くを期待することはないものねだりに等しい。再発防止といった観点からのデータ作りも、一部の例外を除いてまったく行われていない。その意味でも、本検証会議が設置されたことの意義は大きい。

検証に臨むにあたって多少の知識は持ち合わせているつもりだった。だが、実は何も知らないということにすぐに気づかされた。検証が進むにつれて知らされる、この無知と加害者の意識は、本検証作業にける私たちの熱情の原動力となった。私たちは検証にのめり込んでいった。

2年半という短い期間であったが、国立及び私立のすべてのハンセン病療養所を訪問し実施した現地検証の成果も踏まえて、被害実態調査報告や胎児標本調査結果報告をはじめ、予防法の廃止がかくも遅れた理由など、多くの事実を明らかにすることが幸運にもできた。今も続くハンセン病患者・家族に対する差別・偏見の原点ともいべき「無癩県運動」について詳しく検証を行った。ハンセン病患者・家族に対する故なき断種・墮胎についてもメスを入れた。ハンセン病に関する国際会議の動向と日本の動きとを丹念に比較検討した。「らい予防法」違憲国賠訴訟では残されることになった沖縄・奄美地域におけるハンセン病政策についても検証を試みた。旧植民地、日本占領地域におけるハンセン病政策についても、韓国・台湾のハンセン病療養所を訪問調査するなどして、今後の本格的な検証のための足がかりを築くことができた。医学・医療界にとどまらず、法曹界、教育界、宗教界、福祉界、マスメディアなど、国の誤ったハンセン病強制隔離政策に果たした各界の責任をほぼ網羅的に検証しえた。患者運動の成果と残された課題についても取り上げることができた。これらの検証に基づいて公衆衛生の分野等における再発防止の提言を行った。

本検証作業にあたっては多くの方々の協力を得た。これらの方々の協力なしには不可能であったといってよい。多くの入所者、退所者、家族・遺族の方々に被害実態調査の聞き取りに応じていただいた。全国ハンセン病療養所入所者協議会及び各園自治会の全面的な協力もいただいた。被害実態調査に必要な多数の調査員の確保も、社会福祉専門職団体協議会の協力を得て、ソーシャルワーカーの中から調査員を募る形で行うことができた。聞き取った被害のあまりの重さに体調を崩された方もおられたと聞く。調査票の膨大な手書き情報をコンピューターに入力するという正確さと根気のいる作業も多くの学生ボランティアが引き受けてくれた。胎児標本調査にあたっては病理学、法医学等の専門家から必要な知見の提供を受けることができた。この極めてデリケートな問題に大過なく検証を行えたとすれば、これらの方々に負うところが大きい。膨大なハンセン病報道の収集・整理にあたってはマスメディアの方々の協力を得た。アイスターホテル宿泊拒否問題についても関係者から必要な情報提供を受けることができた。この他にも多くの方々からさまざまな協力をいただいた。皆に共通したのは、ハンセン病患者・家族の「人間回復」に少しでもお役に立つことができれば、そして、過ちを繰り返さないで欲しいという思いであった。本検証作業に協力いただ

いたこれらの方々に対し改めて衷心よりお礼を申し上げたい。

これらの成果の反面、「このような調査は予防法の廃止以前に実施されるべきだった。いまとなつては遅いと思う。」(1935年入所者)との指摘もいただいた。あまりにも遅すぎた検証という面は否めない。そのために、多くの重要な事実が歴史の闇の中に消えていった。被害実態調査も然り、胎児標本調査も然りである。

阪神・淡路大震災で親を亡くした子どもたちのメンタル・ケアのあり方について検討するシンポジウムが今年の夏、国の主催で神戸で開催された。そこで語られていたのは、年月の経過により回復しえる被害は回復し、回復しえない被害だけが残っていく結果、心の傷は癒されるどころか逆に深まり、その傷が子どもたちを不断に苦しめている、「被害の純化」ということであった。死ぬまでこの「被害の純化」に襲われ、「人としてのあらゆるものを奪われ、地獄の責苦を悩みぬいて」生涯を閉じ、死後も故郷の墓に眠ることが許されず、なお園内の納骨堂に隔離されておられる数多くの方々。国の誤った強制隔離政策を非難し、蒙った被害を訴える術を永久に奪われてしまったこれらの方々から、私たちは何を聞き取ればよいのだろうか。入所者のうち最も苛酷な被害を受けたと想定される人々の多くも、不自由棟あるいは病室にあって聞き取りが困難な状態にある。

家族調査や退所者調査を通じて痛感したのは、ハンセン病患者・家族に対する差別・偏見が、被害者をして被害を語れなくせしめているという状況である。差別・偏見を取り除くことなくして検証はありえない。検証と差別・偏見の打破とは車の両輪でなければならない。今回の検証においては多くの課題が残されることになった。「厚い壁」は今も崩れていない。納骨堂に安置された引き取り手のない遺骨の数は壁の厚さを示している。

検証があまりにも遅れたこと、そして、検証の手をいまだ届けられないことに対し深くお詫びしたい。

ハンセン病問題は決して特殊な問題ではない。日本の国、社会の歩みを何よりも鮮明に写し出している。私たち一人一人の姿を写し出している鏡だといってもよい。

日本国憲法が制定されたことにより、基本的人権の保障などの面においては戦前よりも戦後の方が進歩したとの見方が一般的である。しかし、それは神話の側面を持つ。戦後のハンセン病政策やその根拠となった「らい予防法」はそうした神話が問題の発見を遅らせ、患者・家族らの置かれた深刻な人権侵害状態を温存させてきたことを示す最たるものといえよう。何よりの証拠は、「らい予防法」の制定に大きな影響を及ぼしたとされる参議院での周知の三園長発言である。彼らの証言は、ハンセン病患者の絶滅によるハンセン病の根絶という考えに依拠しており、医療を受ける患者への配慮とか、差別を受けずに患者・家族が社会生活を営むための制度改革といった視点は見られない。日本国憲法第25条が保障する医療・福祉等が強制隔離の口実とされたが、そこにあったのは非医療・福祉であり、反医療・福祉であった。このような非ないし反医療・福祉は治安政策の担保なくして成り立ちえなかった。その象徴が草津(栗生楽泉園)の「重監房」であり、菊池(菊池恵楓園)の「癩刑務所」であった。

堀田善衛は、ある歴史小説において、一人の「路上の人」に、彼らを救済すべき教会が逆に彼ら

を路上の人に追いやっているありさまを静かに語らしめた。この路上の人をハンセン病患者・家族に、そして教会を社会に置き換えることが許されるとすれば、私たちの社会はハンセン病患者・家族とともにあったといえるだろうか。否であろう。宗教者といえども例外でなかったことは、ハンセン病療養所に精神科医として長く勤めた神谷美恵子の有名な「癩者に」と題された詩(1944年夏、『神谷美恵子の世界』2004年に所収)が示しているところである。

ナチス・ドイツによってブーヘンヴァルトと名づけられた強制収容所に収容されたキリスト教の司祭は、釈放後初めて行った説教において次のように述べている。

私は32か月ぶりに再びザルツブルクの古く尊い聖ペトロ司教座聖堂の祭壇に立った。・・・この(強制収容所における)長く辛い年月を過ごして来たあとの最初のミサで、聖変化の前に、生きている人々を思って祈った時、感謝を込めてブーヘンヴァルトの仲間たちとの結びつきを思い祈った。・・・また死者たちを偲んで祈った時には、私の思いはまず亡くなった仲間に向けられた。・・・『主よ、あなたは強制収容所の私たちを、ほんとうにしばしば訪れ、あなたの恩恵をもたらしてくださいました。あなたによってこの非常な訓練所に導かれて来た私とすべての司祭たちが、そこで学んだことを、司祭として働く時にいつも忘れず、あなたの御国の新しい建設にささやかな力添えをする時に、それらの学んだことを役立てられるようにしてください』。なぜならキリストがおいでにならず、キリストの正義と愛にもとづくことがなければ、強制収容所を造り出した悪魔的な精神が克服されることはないからである。』(L・シュタインヴェンダ - 『強制収容所のキリスト』、1977年、145-146頁)

この説教と比べると、神谷の描くキリスト像、そして神谷がよって立つ位置は顕著となる。司祭の説教においては、つねに被収容者のもとにあるものとしてキリストが描かれている。そして、強制収容所を造り出した精神を「悪魔的な精神」と断罪したうえで、この悪魔的な精神がキリストの正義と愛にもとづいて克服されるべきことが説かれている。それでは、敬虔なキリスト教者であった神谷の場合はいかがであろうか。司祭のような発想はみられない。国の誤った強制隔離政策をもって「悪魔的な精神」というような視点からは距離を置いており、その「克服」が説かれることもない。「代わって人としてのあらゆるものを奪われ、地獄の責苦を悩みぬいて下さったのだ。許してください。癩者よ。」と述べるにとどまる。国の過ちが人間の「天刑」にすりかえられ、「癩者」に請う許しの内実も、国の誤った強制隔離政策を作出、助長、看過していることの許しではなく、「天刑」の犠牲者に対する許しにすりかえられ、この犠牲者を「神の国」に委ねることによって、国や社会の免責が図られる。戦前、国家の統制下にあった宗教は戦後、日本国憲法により信教の自由を保障された。しかし、この信教の自由の下に自らの判断で宗教界が採用したのは、ハンセン病患者・家族のもとにあるという立場ではなく、国とともにあるという立場であった。

国際化についても同様であった。戦前、日本は国際連盟から離脱し、世界に背を向けて戦争の道を歩み、想像を絶するような惨禍を諸国民に与えるとともに、自国民にも及ぼした。国の誤った強制隔離政策にもその強い影響が見られる。その反省の下に国際協調主義を誓った戦後の日本はいか

がであろうか。戦後のハンセン病強制隔離政策が映し出すのはこの反省が皮相なものでしかなかったという点である。戦前との強い連続性が認められる。問題は戦後の方がより深刻といえるかもしれない。国際化の名の下に、国際化の内実が国益にすりかえられる手法がしばしば見られるからである。

強制隔離政策により患者らだけでなく、日本のハンセン病医学・医療界も社会から、そして世界から隔離された。このような現象は日本の教育界にも認められる。ハンセン病患者の子どもたちの人権に高い配慮を求めた国際社会の流れは戦後も日本国内に浸透しなかった。療養所における義務教育等の目的とされた普通教育も、「良き入所者」になるための園内通用学力を身につけさせるものでしかなかった。教育者もまた子どもたちのもとに立つことはなかった。ハンセン病患者・家族に対する差別・偏見の問題が組織的・継続的に取り上げられるということもなかった。おそらく私たちの「教育」というのは、国策によって作出、助長、維持されたハンセン病患者・家族に対する差別・偏見の解消を、「無癩県運動」の影響にまだ支配されている個々人の「善意」に委ねるだけで傍観するというものでしかなかったのではないか。

司法のあり方も問題といえる。後日、違憲・違法とされる「らい予防法」からも逸脱した、藤本事件に象徴的に見られるハンセン病患者への差別的な対応は、日本国憲法が司法に期待した役割とは正反対のものであった。司法もハンセン病患者・元患者のもとに立つことはなかった。「新法(らい予防法)の隔離規定は、少数者であるハンセン病患者の犠牲の下に、多数者である一般国民の利益を擁護しようとするものであり、その適否を多数決原理にゆだねることは、もともと少数者の人権保障を脅かしかねない危険性が内在されている・・・」(熊本地裁判決)といった発想は認められなかった。質の民主主義ではなく、量の民主主義が追求された。

国、社会によって人間が選別され、命が選別される。このような非人道的な行為が日本国憲法の下で違法とされるどころか、逆に優生保護法の制定により合法化されたことも衝撃的である。この合法化に伴い、「同意」が虚構され、いかに多くの生まれるべき命が闇から闇に葬られたか。胎児標本はそのおぞましき一端を垣間見せている。ホルマリン漬けされた胎児標本を目の前にしたとき、体中の血が凍てつき、言葉を失った。今もその姿は脳裏から消えない。国の誤った強制隔離政策の何よりの、そして沈黙の証言者として。人間の選別、命の選別が人間の尊厳を冒瀆する極限以外のものでないことは改めて詳述するまでもない。にもかかわらず、国の誤った強制隔離政策は療養所の医療従事者から良心を奪い、「悪魔的な精神」の下に追いやってしまった。

今回の検証中、ある法律家が記した次の一節を何度も反芻した。

社会は弱者のためにこそあります。弱者は子どもであり、老人だけではありません。傷ついたり、病気をかかえたり、貧困にあえいだり、生きる意欲を喪失したり、四肢をもがれたり、そういった人々のためにこそ社会はあるのです。だから「障害」は社会のほうにあり、弱者のほうにあるのではありません。弱者の人生を、尊厳を、あるがまま保つことができない今の社会の中にこそ、「障害」のありかを認め、乗り越えていかなければならないのです。

弱者とされる人びとの人生のありとあらゆる発展や可能性を尊重し、伸ばし、生かすことを第一の目標として掲げ、実践する社会、そんな社会こそ私たちの社会であり、私たちの未来を紡ぐことのできる社会です。

(『ハンセン病をどう教えるか』、解放出版社、2003年、135-136頁)

まさに変わるべきは私たちの社会である。私たち一人一人である。そのための検証である。取り返しのつかない過ちを犯し贖罪のおびただしい涙を流して、私たちは反省を心に刻んだ。この反省を無駄にすることは許されない。被害の救済、回復を図ることも最良の再発防止策である。いま、私たちに求められている勇気とはこの過ちを認め、自らこの過ちを正す勇気といえないだろうか。国は検証会議の再発防止の提言を尊重することを約束した。この約束が履行され、本検証会議の再発防止の提言が「ロードマップ委員会」によって間断なく実施に向かうことを最後に強く要望したい。

2005年3月1日

財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議
一同

目次

第一 熊本地裁判決と真相究明 ...3頁	第七 ハンセン病政策と優生政策の結合...191頁
第1 争点についての判示	第1 ハンセン病患者に対する断種の適用
第2 熊本地裁判決の意義	第2 結婚を媒介とした療養所運営
第3 同判決と真相究明	第3 断種の根拠
第二 1907年の「癩予防ニ関スル件」 ...9頁	第4 ハンセン病患者に対する断種の実践
強制隔離政策の開始と責任	第5 断種の合法化に向けた動き
第1 近世の「癩」病観とその形成過程	第6 ハンセン病患者を対象とした断種合法化の失敗
第2 近代のハンセン病観	第7 優生保護法によるハンセン病患者を対象とした断種の合法化
第3 強制隔離政策の開始と療養所の実態	第8 断種の真相
第三 1931年の「癩予防法」 ...73頁	第八 ハンセン病強制隔離政策による被害の全体像の解明 別冊『被害実態調査報告』参照
強制隔離の強化拡大の理由と責任	第九 全国の国立療養所に残された胎児標本に関する検証 別冊『胎児等標本調査報告』参照
第1 「癩予防法」の成立	第十 ハンセン病医学・医療の歴史と実態 ...211頁
第2 15年戦争期の衛生政策とハンセン病対策	第1 ハンセン病医学とハンセン病対策
第3 「国民優生法」と「癩予防法」改正案	第2 近代ハンセン病医学の誕生
第4 「体質遺伝」をめぐる議論	第3 近代ハンセン病医学・医療の発展
第四 1953年の「らい予防法」 ...83頁	第4 日本の近代ハンセン病医学の誕生と歴史的変遷
強制隔離の強化拡大の理由と責任	第5 ハンセン病療養所の医療水準
第1 GHQの対日ハンセン病政策	第6 療養所以外のハンセン病患者の処遇
第2 強制隔離強化拡大の理由と責任	第7 ハンセン病療養所における精神医学的問題
第3 藤本事件の真相	第8 ハンセン病および精神疾患患者についての比較法制処遇史
第4 藤楓協会および皇室の役割	第十一 ハンセン病強制隔離政策に果たした医学・医療界の役割と責任の解明 ...285頁
第五 らい予防法の改廃が遅れた理由 ...155頁	第1 強制隔離政策の推進
第1 問題の所在	第2 断種政策の推進
第2 立法府の対応	第3 ハンセン病の治癒性
第3 行政府の対応	第4 二重の差別と迫害
第4 日本らい学会及び厚生行政の対応	第5 啓発活動に果たした専門家の責任
第5 政策および医療の客体としての患者・入所者	
第6 全患協および自治会側の事情	
第7 1976年の全国療養所所長連盟「らい予防法」改正草案が採用されなかった理由	
第8 提言	
第六 ハンセン病に対する偏見・差別が作出・助長されてきた実態の解明 ...171頁	
第1 戦前の「無癩県運動」	
第2 戦後の「無癩県運動」	

目次

第6 再発防止の提言		第十八 アイスターホテル宿泊拒否事件...735頁
第十二 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任(1) ...303頁		第1 事実経過
第1 法曹界 - 法律家・団体の対応・責任 -		第2 各種文書など
第2 福祉界		第3 宿泊拒否事件関係新聞の記事見出一覧
第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任(2) ...381頁		第4 社会の動きなど
第1 教育界		第5 考察
第2 宗教界		第6 検証会議からの意見照会に対する回答
第十四 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任(3) ...457頁		第7 再発防止
第1 患者運動		第十九 再発防止のための提言 ...765頁
第2 マスメディアの対応・責任		第1 患者・被験者の諸権利の法制化
第十五 国際会議の流れから乖離した日本のハンセン病政策 ...609頁		第2 政策決定過程における科学性・透明性を確保するためのシステムの構築
第1 国際会議の流れと日本のハンセン病政策について		第3 人権擁護システムの整備
第2 米国におけるハンセン病政策の変遷について		第4 公衆衛生等における予算編成上の留意点
第十六 沖縄・奄美地域におけるハンセン病政策 ...657頁		第5 被害の救済・回復
第1 沖縄・奄美地域のハンセン病隔離政策の検証の意義		第6 正しい医学的知識の普及
第2 隔離政策の始まり		第7 人権教育の徹底
第3 ハンセン病患者の沖縄戦		第8 資料の保存・開示等
第4 アメリカ統治下の奄美の強制隔離政策		第9 「ロードマップ委員会」(仮称)の設置
第5 アメリカ統治下の沖縄の強制隔離政策		第二十 療養所における検証会議実施報告等 ...789頁
第十七 旧植民地、日本占領地域におけるハンセン病政策 ...705頁		第1 療養所における検証実施報告
第1 韓国		第2 元三重県「専任職員」に対する聞き取り
第2 台湾		第3 鳥取事件に関する聞き取り
第3 日本占領地域		関連資料
第4 太平洋地域		資料1 近現代日本ハンセン病関係年表及びハンセン病文書等 ...853頁
第5 「関東州」「満州」		第1 近現代日本ハンセン病関係年表
		第2 国、自治体、園の所蔵資料
		資料2 検証会議設置及び活動等関係 ...877頁
		第1 検証会議設置等関係文書
		第2 検証会議及び同検討会委員名簿
		第3 検証会議活動記録一覧

別冊について

本最終報告書の第八「ハンセン病強制隔離政策による被害の全体像の解明」および第九「全国の国立療養所に残された胎児標本に関する検証」については、紙数の関係から本書には掲載せず、それぞれ『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書（別冊）ハンセン病問題に関する被害実態調査報告』および『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書（別冊）胎児等標本調査報告』としてとりまとめていますので、これらの別冊をご参照ください。



2002年11月28日 国立療養所大島青松園
大島栈橋に上陸した検証会議委員と会議傍聴の皆さん



2002年11月28日 国立療養所大島青松園
検証会議開催にあたって井上園長からの挨拶



2003年1月15日 国立療養所栗生楽泉園
雪に埋もれた重監房跡を見学検証



2003年1月16日 国立療養所栗生楽泉園
資料館にて解説を聞きながら展示資料の見学検証



2003年4月16日 国立療養所沖縄愛楽園
機銃掃射を受けて蜂の巣状になった給水塔



2003年4月17日 国立療養所沖縄愛楽園
金城幸子（手前左）さんへの聞き取り風景



2003年6月25日 国立療養所邑久光明園
納骨堂前で山本自治会長から園の沿革を聞く



2003年6月26日 国立療養所邑久光明園
かつてはここから渡船が往来していた。背景に邑久・長島大橋



2003年9月17日 国立療養所多磨全生園
ハンセン病資料館にて見学検証



2003年9月17日 国立療養所多磨全生園
永久保存のため修復された旧山吹舎



2003年11月13日 国立療養所星塚敬愛園
横尾岳炭焼き小屋跡にて



2003年11月12日 国立療養所星塚敬愛園
体験を語る長岡昭光さん(中央)



2004年4月22日 国立療養所長島愛生園
十坪住宅の見学検証



2004年4月22日 国立療養所長島愛生園
恩賜会館で説明をする宇佐美委員



2004年5月19日 国立療養所奄美和光園
台風接近のなかでの検証会議開催



2004年5月20日 国立療養所奄美和光園
今も残る火葬場跡



2004年6月15日 国立療養所菊池恵楓園
「厚い壁」にあげられた穴を説明する太田自治会長



2004年6月15日 国立療養所菊池恵楓園
検証会議会場でおこなわれたパネル展



2004年6月16日 菊池医療刑務支所
1999年に廃止・閉鎖された施設内を見学検証



2004年6月17日 待労院診療所
入所者の方々の体験を聞く



2004年7月15日 国立療養所松丘保養園
旧「北部保養院」の境界石（1909年）が今も残る



2004年7月15日 国立療養所松丘保養園
慰霊碑の前で説明する藤崎会長と神委員



2004年8月18日 国立療養所駿河療養所
納骨堂前で挨拶する金平検証会議座長



2004年8月18日 国立療養所駿河療養所
妻サエ子さんにつきそわれながら、病をおして語る西村時夫さん



2004年8月19日 神山復生病院
復生記念館にて展示資料の見学検証



2004年9月16日 国立療養所東北新生園
火葬場跡にたつ碑の前で説明する鈴木磐井さん（右から2人目）



2004年9月16日 国立療養所東北新生園
納骨堂前で久保自治会長から園の沿革を聞く



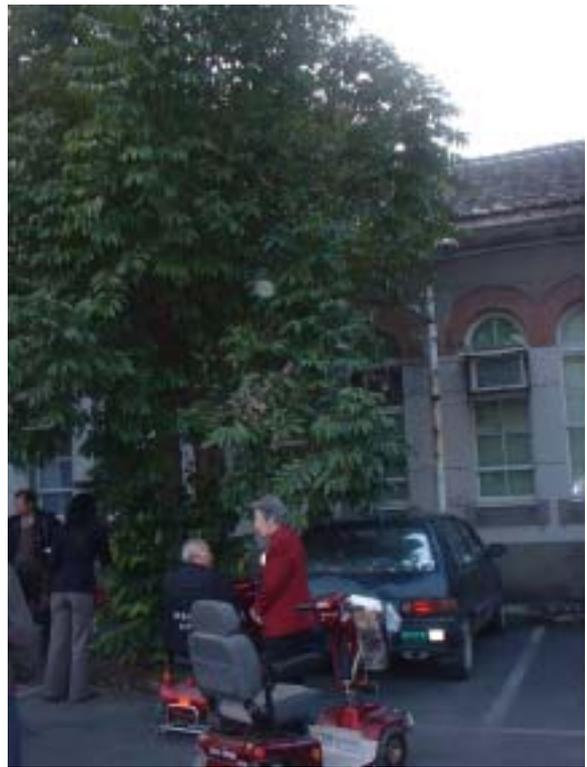
2004年11月17日 国立療養所宮古南静園
体験を語る与那覇次郎さん



2004年11月18日 国立療養所宮古南静園
戦時中に入園者が避難した「ヌストガマ」へ。
早朝の引き潮にあわせて見学検証



2005年1月6日 国立小島病院（韓国）
聞き取りには多くの傍聴者が集まった



2005年1月24日 行政院衛生署樂生療養院（台湾）
大風子の木の前で入所者の説明を受ける金平座長